

株主各位

証券コード7979
平成25年6月4日
京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風
取締役社長 根 來 紀 行

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松 風（本社 厚生館）

3. 目的事項 報告事項

1. 第141期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第141期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針の継続の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ<<http://www.shofu.co.jp>>において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。
- ◎本定時株主総会におきましては、当社役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。株主のみなさまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、債務問題の影響が残る欧米や、従来の高成長に減速が見られた新興国の経済状況の影響を受け、弱含みで推移しました。年度後半には、政権交代により、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略といった方針が打ち出されたことを受けて、これまでの行きすぎた円高が是正される方向に進んだことを含め、景気回復への期待が急速な広がりを見せました。しかしながら、期待感が先行し、実体経済に政策の効果が反映されるまでには至っておらず、本格的な景気回復に向けては不透明感の残る状況で推移しました。

当歯科業界におきましては、歯科医療費は緩やかな増加傾向をたどっているものの、熾烈な過当競争への対応を迫られるなど、依然として厳しい環境が続きました。

このような状況下において、当社グループは、3年間の中期経営計画の初年度にあたる今期を10年後の創業100周年に向けた準備の年として位置づけ、将来の成長に向けた準備を進めてまいりました。具体的には、生産能力の増強を図るため、京都府内に新工場建設用地を取得したほか、ネイル関連事業における経営基盤の安定化及び事業の効率化を目的に、グループ会社の再編を実施しました。さらに、世界の成長センターとして国際的な地位を高めているアジア太平洋地域における需要を取り込むため、シンガポール営業所を現地法人に昇格させることとしたほか、インドにおける営業拠点の整備に着手するなど、販売体制の強化にも努めました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、円安の影響を受けて海外売上高が好調に推移したことから、163億85百万円と前期に比べ3億99百万円(2.5%)の増収となりました。

営業利益は、将来の成長に向けた積極的な投資を行ったため、販売一般管理費が増加したことにより、8億72百万円と前期に比べ1億24百万円(12.5%)の減益となりました。

経常利益は、貸倒引当金戻入額の減少などにより営業外損益が悪化したため、7億49百万円と前期に比べ2億12百万円(22.1%)の減益となりました。

また、特別損失として株式会社ネイルラボの株式取得時に計上した「のれん」の全額減損処理を行い、今後のネイル事業展開に備えることとしたほか、投資有価証券の評価損も発生した結果、当期純利益は30百万円と前期に比べ4億80百万円(94.1%)の減益となりました。

(デンタル関連事業)

国内におきましては、歯科用支台築造システム「ビューティコアキット」、陶歯「ベラシア SA ポーセレン」、歯面清掃用装置「エアフローマスター」、歯科技工用高周波鋳造器「アルゴンキャスター i」などの新製品を市場投入しました。また、前期に投入した歯科用象牙質接着材「ビューティボンド マルチ」、薬用マウスウォッシュなども売上に寄与しました。こうした新製品の積極的な投入と併せて、エンドユーザーへの直接の営業活動を強化し、商品の知名度向上や優位性のアピールに努めました。

海外におきましては、中国や、営業体制の強化を行った米国において順調に売上を伸ばし、さらに円安の影響もあり好調に推移しました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、146億70百万円と前期比3億40百万円(2.4%)の増収となりましたが、営業利益は先行投資の増加もあり、8億97百万円と前期比1億35百万円の減益となりました。

(ネイル関連事業)

ネイル関連事業は、東日本大震災の影響による落ち込みからの回復も見られる一方、価格競争が激化しております。このような市場環境の中、主力製品の「L・E・D GEL Presto」のリニューアルを実施したほか、株式会社ネイルラボが平成25年3月に当社完全子会社であった株式会社プロメックを吸収合併し、ネイル製品を企画から製造、販売に至るまで、一貫して実施する体制を整備するなど、事業体制の強化を図りました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は、16億36百万円と前期比61百万円(3.9%)の増収となりました。利益面はのれん償却費の負担などにより営業損失53百万円となったものの、増収効果により前期比9百万円の増益となりました。

(その他の事業)

当社グループの株式会社昭研におきまして、歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を製造販売しております。その他の事業の売上高は、78百万円と前期比2百万円(3.2%)の減収となり、営業利益は21百万円と前期比2百万円の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、12億13百万円であります。その主なものは、新工場建設用地の取得費用6億33百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、すべて自己資金で賄いました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第138期	第139期	第140期	第141期(当期)
	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
売 上 高(百万円)	16,040	15,711	15,985	16,385
経 常 利 益(百万円)	951	758	962	749
当 期 純 利 益(百万円)	521	455	510	30
1株当たり当期純利益	33円28銭	28円32銭	31円77銭	1円87銭
総 資 産(百万円)	22,522	22,649	22,795	22,817
純 資 産(百万円)	18,310	18,233	18,439	18,662

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第138期	第139期	第140期	第141期(当期)
	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
売 上 高(百万円)	12,663	12,629	12,874	12,688
経 常 利 益(百万円)	443	478	696	503
当 期 純 利 益(百万円)	231	328	427	262
1株当たり当期純利益	14円81銭	20円43銭	26円59銭	16円40銭
総 資 産(百万円)	19,267	19,397	19,579	19,513
純 資 産(百万円)	15,625	15,607	15,762	15,952

(6) 対処すべき課題

当社は、昨年3月に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。創立90周年を迎えた節目の年であるとともに、中期経営計画の初年度でもある当期において、当社は、東証一部上場企業にふさわしい企業であり続けるための様々な施策を推進してまいりました。当社は、競争の激化による製品価格の下落や海外の景気や為替相場の変動といった厳しい環境の下にあっても、着実に収益を上げることができる企業体質を構築するため、引き続き中期経営計画に基づき各種の施策を打ち出してまいります。

具体的には、デンタル関連事業におきましては、開発期間を短縮しつつ、画期的な新製品をお届けするために研究テーマを厳選し、研究・開発体制の見直しを進めております。その上で、製品の円滑な生産を図るための社内連携の強化、世界規模で見た生産能力の適正配置や増強に向けた取り組み、生産技術の世代間での継承などを進めております。さらに、海外における販売網の見直し・強化を進めていくほか、国内においては、エンドユーザーに当社製品の優位性を直接働きかける営業活動をより強化するための取り組みを強力に推進してまいります。

また、歯科におけるCAD/CAMシステムを用いた事業を新たに展開するための準備に着手するなど、成長が見込める分野にも積極的に進出してまいります。

こうした取り組みを、スピード感をもって推進することによって、企業体質の強化を図ってまいりたいと考えております。

ネイル関連事業におきましては、依然として厳しい価格競争が続く状況ではありますが、顧客ニーズに合致した製品開発から販売まで一貫して取り組む体制を軌道に乗せることにより競争力を高め、着実な成長を図ってまいります。

その他の事業分野におきましても、引き続き当社グループの経営資源を有効活用した製品開発を進め、売上の拡大を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの事業の種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業別	主要製品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材

(8) 主要な営業所及び工場（平成25年3月31日現在）

本 社	京都市東山区福稲上高松町11番地
東 京 支 社	東京都文京区
札 幌 営 業 所	札幌市中央区
仙 台 営 業 所	仙台市青葉区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市名東区
大 阪 営 業 所	大阪府吹田市
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
工 場	京都市東山区

(9) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
829名	15名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
436名	3名減	41.64歳	17.19年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者（2名）を含んでおります。
2. 上記の従業員数には、臨時従業員（90名）、出向者（9名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成25年3月31日現在）

借 入 先	借入額(百万円)
株 式 会 社 京 都 銀 行	500
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	250

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corporation	84千米ドル	100.0%	当社販売品目のアメリカ・カナダ・中南米等における販売
株式会社 滋賀松風	152,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、人工歯等の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	当社販売品目のヨーロッパ・中近東・アフリカ等における販売
Advanced Healthcare Ltd.	1,240千英ポンド	100.0%	化学製品の研究開発及び製造及び販売
株式会社 昭研	24,000千円	100.0%	歯科用機械器具、歯科用材料及び工業用研磨材の製造及び販売
上海松風歯科材料有限公司	350,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、研削材及び人工歯等の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	100,000千円	100.0%	中国国内向け歯科材料、歯科用機器の販売
株式会社 ネイルラボ	250,000千円	100.0%	日本国内及びアジア・アメリカ向けネイルケア関連商品の企画、製造及び販売

- (注) 1. 平成25年3月1日付で、株式会社プロメックのデンタル関連事業について株式会社昭研が吸収分割により承継いたしました。さらに、同日付で株式会社ネイルラボは株式会社プロメックを吸収合併いたしました。
2. 平成25年4月1日付で、アジア太平洋地域等における歯科材料、歯科用機器の販売を主な事業内容とするSHOFU Dental Asia-Pacific Pte.Ltd. (資本金3,250千シンガポールドル、当社の出資比率100.0%)を設立いたしました。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

(1) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
三井化学株式会社	1,800	11.30
日本生命保険相互会社	718	4.51
株式会社京都銀行	712	4.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	680	4.27
株式会社滋賀銀行	602	3.78
松風社員持株会	476	2.99
三井住友信託銀行株式会社	364	2.29
大日本スクリーン製造株式会社	330	2.07
株式会社中央倉庫	313	1.97
日本新薬株式会社	270	1.69

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。
2. 当社は、自己株式を184千株保有しております。
3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ①発行可能株式総数 64,000,000株
- ②発行済株式の総数 16,114,089株
- ③株主数 6,534名（前期末比1,590名増）
- ④株式の分割、株式無償割当て及び募集株式の発行等の状況
該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株 予約権の 払込金額	行使時の 払込金額	行使期間
第1回新株予約権 (平成23年6月28日)	284個	普通株式 28,400株	1個あたり 67,000円	1株あたり 1円	平成23年7月15日 ～平成53年7月14日
第2回新株予約権 (平成24年6月27日)	333個	普通株式 33,300株	1個あたり 76,500円	1株あたり 1円	平成24年7月14日 ～平成54年7月13日

- (注) 1. 新株予約権者のうち、取締役は取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日、執行役員は執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記(1)の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	第1回新株予約権	214個	21,400株	5名
	第2回新株予約権	252個	25,200株	7名

(3) 当事業年度中に当社執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
執行役員	第2回新株予約権	81個	8,100株	8名

IV. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
*取締役会長	太 田 勝 也		
*取締役社長	根 來 紀 行		
*取締役副社長	脇 野 喜 和	研究開発・技術・生産 担当	
専務取締役	関 敏 明	グループ事業管理担当	株式会社ネイルラボ 代表取締役社長
常務取締役	西 田 喜 直	営業・国際担当	
常務取締役	藤 島 亘	財務・人事・総務・総 合企画担当	
取 締 役	近 持 貴 之	マーケティング担当	
常勤監査役	松 村 光 常		
常勤監査役	徳 田 進		
監 査 役	西 田 憲 司		公認会計士
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 シーシーエス株式会社 社外取締役

- (注) 1. *は代表取締役であります。
2. 監査役 西田憲司氏及び酒見康史氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 西田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 西田憲司氏及び酒見康史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の実要件を満たしております。なお、当社は酒見康史氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。
5. 当期中の取締役の異動
- (1) 専務取締役 関敏明氏は、平成24年4月16日付をもって、株式会社プロメックの代表取締役社長に就任いたしました。また、同氏は平成24年5月1日付をもって、Advanced Healthcare Ltd. 取締役社長を、平成24年5月17日付をもって、上海松風歯科材料有限公司董事長を、それぞれ退任いたしました。
- (2) 平成24年6月27日開催の第140回定時株主総会において、新たに藤島亘氏及び近持貴之氏が取締役を選任され、就任いたしました。
- (3) 平成24年6月27日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって、白波瀬文雄氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

(4)平成24年6月27日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
西田 喜直	常務取締役営業・国際担当	常務取締役営業・国際・マーケティング担当
藤島 亘	常務取締役財務・人事・総務・総合企画担当	執行役員財務部長
近持 貴之	取締役マーケティング担当	上席執行役員営業部長

(5)専務取締役 関敏明氏は、平成25年3月1日付をもって、株式会社プロメックの代表取締役社長を退任いたしました。

6. 当期中の監査役の異動

(1)平成24年6月27日開催の第140回定時株主総会において、新たに松村光常氏が監査役に選任され、就任いたしました。

(2)平成24年6月27日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって、井上秀氏が任期満了により監査役を退任いたしました。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	牧野 宏 治	人事部長
上席執行役員	南 部 敏 之	研究開発部研究主幹
上席執行役員	早 川 雄 一	研究開発部研究主幹
上席執行役員	岩 崎 聡	松風歯科器材貿易（上海）有限公司 董事長 兼 総経理
上席執行役員	中 嶋 義 和	生産部長
執行役員	出 口 幹 人	研究開発部長
執行役員	丹 正 義	東京支社長
執行役員	山 寄 文 孝	総合企画部長
執行役員	長 畑 喜代志	グループ事業管理部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	支給額
取締役	8人	196,416千円
監査役 (うち社外監査役)	5人 (2人)	36,538千円 (7,604千円)
合計 (うち社外役員)	13人 (2人)	232,954千円 (7,604千円)

- (注) 1. 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与のほか、株式報酬型ストック・オプションとして取締役8名に対して付与した新株予約権18,696千円を含めております。
2. 上記の人数には、平成24年6月27日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって退任した2名(取締役1名、監査役1名)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
監査役	酒見康史	シーシーエス株式会社	社外取締役	当社とシーシーエス株式会社の間には特別な関係はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
西田憲司	取締役会21回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会15回	
酒見康史	取締役会22回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会15回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は22回、監査役会の開催回数は15回であります。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材貿易（上海）有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人である監査法人に重大な法令違反や著しい職務怠慢があると認められる場合は、当社取締役会は、監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を上程します。

VI. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

当社は、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っている。また、企業が健全に存続し続けるためには、企業としての社会的責任を果たすことが不可欠であり、当社のように公共性の高い分野で事業を行う企業に対しては、そのことがより強く求められる。そこで、当社は企業としての社会的責任を果たすための取組みの一環として、コンプライアンスを重視した経営を推進することとし、以下のとおり内部統制システムを整備する。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実践するために「松風グループ行動規範」を制定して、松風の役員・社員として求められる規範を明示するとともに、社長を委員長とする倫理委員会を設置し、役員・社員が法令・定款及び社内規程を順守し、共通の倫理的価値観を持つための体制の構築及び運用・維持を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

さらに、コンプライアンスを重視した経営を担保するため、取締役社長の直属組織として監査室を置き、監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図り、併せて内部通報制度による不祥事の早期発見に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」において、情報の性質に応じた保存年限や保存方法を定め、適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布を行うことを通じて、担当する業務に関するリスクの早期把握に努め、リスク回避及びリスクの最小化のために必要な措置を講じ、関係部門と連携を図り対応を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要な対応をとる。

さらに、内部監査を通じて、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、迅速な意思決定を行うことにより、効率的な職務執行を図るため、担当役員制度及び執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会及び担当役員の指導及び監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行する。

さらに、常務取締役以上で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、常務会の諮問機関として執行役員等から構成する執行役員会を設置し、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

上記の職務執行にかかる意思決定については、「稟議規程」に基づき稟議により決定する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。これらの主管部門として、当社にグループ事業管理部を設置する。

また、「松風グループ行動規範」を当社及び国内外の子会社すべてに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制強化を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。当該社員を対象とする人事異動を行うにあたっては、監査役会の同意を得て行うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役又は社員に報告を求めることができる。さらに、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行う。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会は、社外監査役、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うほか、監査室や会計監査人との緊密な連携を図る。

Ⅶ. 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、平成21年度から平成23年度までを対象期間とした「中期経営計画」を策定しており、グループ売上高180億円の達成を目標としております。具体的には、①グローバルマーケティング機能の強化と新製品・新技術による需要の創造とシェアアップ、②海外事業の拡大、③コストダウン活動といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげることを目指しております。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、職務遂行度をより厳しく問うことを目的として、取締役の任期を1年としております。また、監査役会につきましては、平成18年6月より、それまでの3名体制（常勤監査役1名、社外監査役2名）から、常勤監査役2名体制にし、執行に対する監督機能の強化を進めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長がありえます。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会

を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成22年6月25日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続するものとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する平成22年5月14日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては

株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅷ. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実に配慮していく考えであります。

連結業績に応じた利益配分の指標としましては、連結配当性向を30%以上とすることを目標として、中間配当及び期末配当の年2回配当を通じて、安定した配分を続けてまいります。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、平成25年5月13日開催の取締役会決議により、当年度末日（平成25年3月31日）を基準日とする配当金を1株当たり11円（普通配当10円及び創立90周年記念配当1円）とさせていただきます。なお、平成24年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり19円となっております。

今後も、これまでの配当政策を継続しつつ、将来の投資計画並びに事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

以上

連 結 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	5,511	買掛金	576
受取手形及び売掛金	2,649	短期借入金	980
有価証券	350	未払法人税等	114
商品及び製品	2,330	役員賞与引当金	3
仕掛品	675	その他	1,295
原材料及び貯蔵品	688	流動負債合計	2,969
繰延税金資産	458	固定負債	
その他	378	繰延税金負債	105
貸倒引当金	△78	退職給付引当金	120
流動資産合計	12,965	その他	959
固定資産		固定負債合計	1,185
有形固定資産		負債合計	4,154
建物及び構築物	2,310	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	459	株主資本	
土地	2,048	資本金	4,474
建設仮勘定	9	資本剰余金	4,576
その他	344	利益剰余金	9,478
有形固定資産合計	5,171	自己株式	△169
無形固定資産	167	株主資本合計	18,360
投資その他の資産		その他の包括利益累計額	
投資有価証券	3,177	その他有価証券評価差額金	644
繰延税金資産	49	為替換算調整勘定	△381
その他	1,294	その他の包括利益累計額合計	262
貸倒引当金	△9	新株予約権	39
投資その他の資産合計	4,512	純資産合計	18,662
固定資産合計	9,851	負債純資産合計	22,817
資産合計	22,817		

連 結 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,385
売 上 原 価		7,229
売 上 総 利 益		9,155
販売費及び一般管理費		8,282
営 業 利 益		872
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	54	
会 費 収 入	102	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	20	
そ の 他	59	255
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
売 上 割 引	149	
当 社 主 催 会 費 用	122	
為 替 差 損	58	
そ の 他	28	378
経 常 利 益		749
特 別 損 失		
減 損 損 失	267	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	93	
固 定 資 産 除 却 損	15	375
税金等調整前当期純利益		373
法人税、住民税及び事業税	259	
法人税等調整額	84	343
少数株主損益調整前当期純利益		30
当 期 純 利 益		30

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成24年4月1日残高	4,474	4,576	9,774	△55	18,769	298	△647	△349	19	18,439
連結会計年度中 の変動額										
剰余金の配当			△321		△321					△321
当期純利益			30		30					30
自己株式の取得				△122	△122					△122
自己株式の処分			△4	9	4					4
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額（純額）						345	266	612	20	632
連結会計年度中 の変動額合計	—	—	△296	△113	△409	345	266	612	20	223
平成25年3月31日残高	4,474	4,576	9,478	△169	18,360	644	△381	262	39	18,662

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社 滋賀松風、株式会社 昭研、
SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、
SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、
SHOFU Dental Supplies(Shanghai) Co., Ltd.、株式会社 ネイルラボ、
NAIL LABO INC.、SHOFU Dental Trading(Shanghai) Co., Ltd.

なお、前連結会計年度において連結子会社であった株式会社プロメックは、平成25年3月1日付で株式会社ネイルラボを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、SHOFU Dental Supplies(Shanghai) Co., Ltd. 及び SHOFU Dental Trading(Shanghai) Co., Ltd. の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 3～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、海外の連結子会社は主に確定拠出方式を採用しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生原因に応じ 20 年以内で均等償却することとしております。なお、金額が僅少の場合には、発生した連結会計年度に全額償却することとしております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税は、発生年度の費用として処理しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「支払手形及び買掛金」に含めて表示していた買掛金は、支払手形がないため、当連結会計年度より「買掛金」として表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 8,529百万円

(連結損益対照表に関する注記)

減損損失

連結子会社の株式取得時に発生したのれんについて、回収可能性が認められないことから未償却残高の267百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 16,114,089株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成24年5月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 192百万円

1株当たり配当額 12.00円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月6日

平成24年11月2日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 128百万円

1株当たり配当額 8.00円

基準日 平成24年9月30日

効力発生日 平成24年11月30日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成25年5月13日開催予定の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 175百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 11.00円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月5日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 61,700株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等を中心とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として、株式であり、上場株式については月次で時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	5,511	5,511	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,649	2,649	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	199	188	△11
②その他有価証券	3,285	3,285	—
(4) 買掛金	(576)	(576)	—
(5) 短期借入金	(980)	(980)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式の取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	20
投資事業有限責任組合出資持分(*2)	22

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(*2)投資事業有限責任組合出資持分のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,169円10銭
1株当たり当期純利益	1円87銭

(その他の注記)

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1)取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称	株式会社プロメック (吸収分割会社及び 吸収合併消滅会社)	株式会社昭研 (吸収分割承継会社)	株式会社ネイルラボ (吸収合併存続会社)
事業内容	精密機械及びネイル 関連材料機器の製造 販売	歯科材料及び工業用 材料の製造販売	ネイルケア商品及び 機器の輸出入並びに 販売

② 企業結合日

平成25年3月1日

③ 企業結合の法的形式

- a 株式会社昭研を吸収分割承継会社、株式会社プロメックを吸収分割会社とする吸収分割
- b 株式会社ネイルラボを吸収合併存続会社、株式会社プロメックを吸収合併消滅会社とする吸収合併

- ④ 結合後企業の名称
株式会社昭研
株式会社ネイルラボ

- ⑤ その他の取引の概要に関する事項

グループ全体の最適化を目指し、ネイル関連事業の製販一体化による経営基盤の安定化及び事業の効率化を図り、ネイル関連事業での積極的な展開を行うことを目的としております。

- (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 5 月 8 日

株式会社松風

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊原 弘行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 4 4 4 条第 4 項の規定に基づき、株式会社松風の平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	3,136	買掛金	614
受取手形	195	短期借入金	980
売掛金	2,227	リース負債	13
商品及び製品	1,562	未払費用	246
仕掛品	523	未払法人税等	581
原材料及び貯蔵品	542	未払消費税	49
前払費用	0	前受り	0
繰延税金資産	101	預り	2
繰延税金資産	291	前受り	26
その他の流動資産	108	前受り	68
流動負債	8,889	前受り	3
流動負債	△71	前受り	14
流動負債	8,818	流動負債合計	2,600
固定資産		固定負債	
有形固定資産		リース負債	23
建物	1,664	長期借入金	332
構築物	93	繰延税金負債	534
機械・装置	240	固定負債	70
車両運搬具	1	負債合計	960
工具・器具備品	219		
土地	1,618	負債合計	3,561
建設仮勘定	35		
有形固定資産合計	3,880	(純資産の部)	
無形固定資産		株主資本	
商標	0	資本	4,474
ソフトウェア	107	資本剰余金	4,576
電話加入権	6	資本剰余金合計	4,576
無形固定資産合計	115	利益剰余金	1,118
投資その他の資産		利益剰余金	260
投資有価証券	3,177	利益剰余金	10
関係会社株	2,873	利益剰余金	740
出資	8	利益剰余金	4,256
従業員長期貸付金	11	利益剰余金合計	6,386
関係会社長期貸付金	50	自己株式	△169
長期前払費用	4	株主資本合計	15,268
差入保証金	52	評価・換算差額等	
役員退職積立金	205	その他有価証券評価差額金	644
前払年金費用	323	評価・換算差額等合計	644
投資その他の資産	6,707	新株予約権	39
流動負債	△7		
差引投資その他の資産	6,699	純資産合計	15,952
固定資産合計	10,695		
資産合計	19,513	負債純資産合計	19,513

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,688
売 上 原 価		6,496
売 上 総 利 益		6,192
販売費及び一般管理費		5,936
営 業 利 益		255
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
有 価 証 券 利 息	1	
受 取 配 当 金	216	
会 費 収 入	91	
受 取 技 術 料	62	
為 替 差 益	89	
そ の 他	62	529
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
売 上 割 引	149	
当 社 主 催 会 費 用	110	
そ の 他	9	281
経 常 利 益		503
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	93	
固 定 資 産 除 却 損	15	108
税 引 前 当 期 純 利 益		394
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	65	
法 人 税 等 調 整 額	65	131
当 期 純 利 益		262

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成24年4月1日残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	4,320
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0
剰余金の配当							△321
当期純利益							262
自己株式の取得							
自己株式の処分							△4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△0	-	△63
平成25年3月31日残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	4,256

	株主資本		評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価 差額金	新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計			
平成24年4月1日残高	△55	15,444	298	19	15,762
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△321			△321
当期純利益		262			262
自己株式の取得	△122	△122			△122
自己株式の処分	9	4			4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			345	20	366
事業年度中の変動額合計	△113	△176	345	20	189
平成25年3月31日残高	△169	15,268	644	39	15,952

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品
製 品
原 材 料
仕 掛 品
貯 蔵 品

} 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

但し、当事業年度は年金資産が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

5. 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

6. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取技術料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,576百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	385百万円
長期金銭債権	50百万円
短期金銭債務	200百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	1,374百万円
仕入高	1,720百万円
販売費及び一般管理費	9百万円
営業取引以外の取引高	285百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の株式数	
普通株式	184,497株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	29百万円
賞与引当金	150百万円
株式評価損	72百万円
役員退職慰労金	198百万円
減価償却限度超過額	67百万円
その他	102百万円
繰延税金資産小計	621百万円
評価性引当額	△74百万円
繰延税金資産合計	546百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△319百万円
固定資産圧縮積立金	△5百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△325百万円
繰延税金資産の純額	221百万円

(リースにより使用する固定資産(貸借対照表に計上したものを除く)に関する注記)

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額

	取得原価相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額(百万円)	事業年度末残高 相当額(百万円)
(有形固定資産) 工具・器具備品	5	5	0
合計	5	5	0

2. 未経過リース料事業年度末残高相当額

1年以内	0百万円
1年超	-百万円
合計	0百万円

3. 支払リース料等

支払リース料	1百万円
減価償却費相当額	1百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	998円92銭
1株当たり当期純利益	16円40銭

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 5 月 8 日

株式会社松風

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 豊原 弘行 ㊞

当監査法人は、会社法第 4 3 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社松風の平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの第 1 4 1 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5月10日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 徳 田 進 ㊟

常勤監査役 松 村 光 常 ㊟

社外監査役 西 田 憲 司 ㊟

社外監査役 酒 見 康 史 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び子会社における今後の事業内容の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分であります）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (記載省略) (新 設) <u>(2)～(12)</u> (記載省略)	（目 的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) <u>(2) 歯科技工物の製造及び販売</u> <u> 売</u> <u>(3)～(13)</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役 太田勝也、根來紀行、脇野喜和、関 敏明、西田喜直、藤島 亘及び近持貴之の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、7名の取締役の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおた かつや 太田 勝也 (昭和19年11月30日生)	昭和43年4月 当社入社 平成元年6月 取締役財務部長 平成8年7月 常務取締役財務部長兼総務・人事担当 平成9年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成11年3月 常務取締役管理本部長 平成12年7月 取締役社長 (代表取締役) 平成21年6月 取締役会長 (代表取締役) (現在)	74,100株
2	ね ごろ のりゆき 根来 紀行 (昭和31年3月9日生)	昭和56年3月 当社入社 平成15年6月 取締役研究開発部長 平成19年7月 常務取締役研究開発部長 平成20年6月 常務取締役研究開発・技術・生産担当 兼研究開発部長 平成21年4月 常務取締役研究開発・技術・生産担当 平成21年6月 取締役社長 (代表取締役) (現在)	39,200株
3	わきの よしかず 脇野 喜和 (昭和21年6月16日生)	昭和45年3月 当社入社 平成元年6月 取締役営業部次長 (貿易担当) 平成元年7月 取締役営業部国際業務担当部長 平成9年4月 取締役国際業務部長 平成11年7月 常務取締役国際本部長兼国際部長 平成16年7月 専務取締役国際本部長兼国際部長 (代表取締役) 平成19年6月 専務取締役国際本部長 (代表取締役) 平成20年4月 専務取締役国際担当 (代表取締役) 平成21年6月 取締役副社長 (代表取締役) 平成23年6月 取締役副社長 (代表取締役) 研究開発・技術・生産担当 (現在)	39,900株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	にしだ よしなお 西田 喜直 (昭和25年11月24日生)	昭和48年3月 当社入社 平成15年6月 取締役営業部長 平成20年7月 常務取締役営業・マーケティング担当 兼営業部長 平成21年6月 常務取締役営業部長 平成21年10月 常務取締役 平成23年6月 常務取締役営業・マーケティング・ 国際担当 平成24年6月 常務取締役営業・国際担当 (現在)	20,300株
5	ふじしま わたる 藤島 亘 (昭和29年8月26日生)	平成21年3月 当社入社 平成21年4月 財務部長 平成23年6月 執行役員財務部長 平成24年6月 常務取締役財務・人事・総務・総合企 画担当 (現在)	9,100株
6	ちかもち たかし 近持 貴之 (昭和30年9月11日生)	昭和56年3月 当社入社 平成19年6月 取締役東京支社長 平成21年10月 取締役営業部長 平成23年6月 上席執行役員営業部長 平成24年6月 取締役マーケティング担当 (現在)	20,900株
7	※ やまざき ふみたか 山嵯 文孝 (昭和36年5月27日生)	昭和56年3月 当社入社 平成20年4月 総合企画部長 平成23年6月 執行役員総合企画部長 (現在)	4,900株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おほら まさとし 小原 正敏 (昭和26年4月25日生)	昭和54年4月 弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現 きっかわ法律事務所) 入所 昭和61年8月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授 (民事法担当) 平成22年4月 大阪市立大学法科大学院非常勤講師 (現在)	—

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 小原正敏氏は、補欠社外監査役候補者であります。小原正敏氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針の継続の件

当社は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「現対応方針」といいます。)を導入しておりますところ、その有効期間は本総会終結の時までとなっております。

本議案は、現対応方針の内容を一部変更したうえで継続すること(以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。)について、当社定款第38条に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針においては、所要の修正その他文言の整理等を行っておりますが、現対応方針の内容から実質的な変更はありません。なお、本対応方針の継続時の企業価値検討委員会の委員の氏名・略歴は別紙1に記載のとおりです。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の2第3第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の2第3第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の2第3第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の2第3第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の2第3第1項に規定する株券等を意味します。

I 提案の理由

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、大正11年に設立以来、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」を経営理念に、歯科治療や歯科技工に用いられる材料や機器の開発に取組み、時代に先駆けた製品の提供と、歯科医療レベル向上への貢献をテーマに事業領域を拡大し、当社及び当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

そもそも当社グループの企業価値の源泉は、①研究開発力及び新製品開発力、②研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャ、③少量多品種をカバーする生産技術と品質保証体制、④志の高い優秀な人材、⑤「生活の医療」を支える当社グループの存在自体にあると考えております。

歯科材料は、医療機器としての安全性や有効性に加え、より自然に近いという審美性、患者様の負担を軽減するための臨床での操作性、また健康保険対応製品が多いという性格上求められる経済性等の要素を高い次元でバランスさせることが必要となります。

このような製品の研究・開発は、当社自身の取組みは無論のこと、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士といった歯科医療関係者、あるいは歯科教育機関との強力なネットワーク、歯科業界でも最高水準の研究設備を導入した研究所、製品情報・医療技術情報等を当社独自の会員組織等に対して発信する研修施設などのインフラストラクチャが有機

的に結合した結果、創造できるものと考えております。このように創業当初から研究者や教育機関と一体となって研究を重ねた過程で培った研究開発力及び新製品開発力、研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャは、全ての企業価値の源泉であるといえます。

歯科医療に使用される材料・機器については、患者様一人ひとりの症例に適應する必要があるため、多品種生産から生まれる一つひとつの製品の品質管理が極めて重要となります。また同時に、医療機器を取扱う企業として、薬事法をはじめとした関連法規制の下、製品や品質の有効性・安全性が求められます。当社グループは、創業以来、長い歴史の中で培ってきた高度なノウハウ、最先端の設備機器、天然の歯の機能と美しさに対する飽くなき追求を志とする優秀な人材といった当社グループ固有の財産の一つひとつが力となり、有効性と安全性を兼ね備えた最高品質の製品を世界中の人々にお届けしております。

当社グループは、世界中の人々の「健康への入口」となる歯科医療に貢献する企業として、社会から安心され、信頼される存在であることを常に意識した経営に努めており、「松風（しょうふう）」ブランドは上場企業としての社会的信用や長年にわたる歯科事業での実績を通して、株主の皆様、国内外の取引先様、その他ステークホルダーとの揺るぎない信頼関係を構築しております。当社グループは、こうした信頼関係を基礎として国内特約店や海外拠点を通じた強固な流通網を築き、業界のリーディング・カンパニーとして国内外に先進の歯科器材を提供できる体制を確立しております。また、当社グループが歯科事業で培ってきた技術を活かすべく、ネイル材料や工業用研磨材の分野にも積極的に進出しております。

これらの活動が実を結び、平成24年3月29日に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。

世界中の人々の白い歯が輝く笑顔のために、これからも当社グループは幅広い製品で世界の歯科医療に貢献し続け、更に社会から信頼される経営基盤を維持、向上させ、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

2. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容について

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、先に掲げた当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実

行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者においては、株主の皆様判断のためには、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、Ⅱをご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

Ⅱ 提案の内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、Iで述べた当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らし、大規模買付行為が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと致します。

1. 本対応方針継続の必要性

Iで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様判断のためには、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての評価・検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表致します。さらに、当社取締役会

が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、大規模買付行為に対する最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

2. 企業価値検討委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、企業価値検討委員会を設置します。企業価値検討委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注4）の中から選任します。企業価値検討委員会の概要は別紙2のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅱ 4.（1）をご参照下さい。）、取締役会評価期間を延長するか否かの判断（下記Ⅱ 3.（2）をご参照下さい。）、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記Ⅱ 4.（2）ア.をご参照下さい。）及び対抗措置を発動・変更・停止すべきか否かの判断（下記Ⅱ 4.（1）（4）をご参照下さい。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず企業価値検討委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、企業価値検討委員会が、大規模買付行為について当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断したときには、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告（下記Ⅱ 4.（2）イ.をご参照下さい。）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

企業価値検討委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び企業価値検討委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

企業価値検討委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、企業価値検討委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値検討委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、企業価値検討委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、企業価値検討委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値検討委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

(3) 株主総会決議

企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が下記Ⅱ 4. (2) ア. (a)又は(b)に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を以下の手続きに従い開催するものとします。

当社株主の皆様のご意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことと致します。なお、当社取締役会は、大規模買付者からの本必要情報提供完了後必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下「本基準日」といいます。）を速やかに設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める

方法によって公告するものとします。

- ①本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ②本株主総会の決議は、法令及び当社定款第39条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。
- ④当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

ア. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様にも適切にご判断をいただけるように説明責任を果たすに留め、原則として株主総会決議にかけることなく当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かは、当社株主の皆様にも株主総会において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合で、か

つ對抗措置の発動が相当であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

- (a) 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

イ. 對抗措置の不発動の勧告

企業価値検討委員会は、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断したときには、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の對抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

但し、企業価値検討委員会は、いったん對抗措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものと致します。

(3) 取締役会の決議

当社取締役会は、本株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の對抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決

議を遅滞なく行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示致します。

(4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、当社取締役会又は本株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、対抗措置を発動することが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、このような対抗措置発動の停止を行う場合は、企業価値検討委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅱ 4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当

社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、企業価値検討委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応方針の有効期限は同承認があった日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正した上での継続も含まれます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値については株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。

以上

別紙 1

企業価値検討委員会委員略歴

本対応方針継続時の企業価値検討委員会の委員は、以下の5名であります。

植 田 武 彦（うえた たけひこ）

【略 歴】

昭和15年生

昭和39年3月 京都大学法学部卒業

昭和39年4月 第一工業製菓株式会社入社

平成2年6月 同社 取締役

平成7年1月 同社 常務取締役

平成10年6月 同社 代表取締役社長

平成16年4月 同社 取締役相談役

平成16年6月 同社 相談役

平成19年6月 宝ホールディングス株式会社 社外取締役 現在に至る

平成19年6月 宝酒造株式会社 社外取締役 現在に至る

植田武彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

藤 井 保 憲（ふじい やすのり）

【略 歴】

昭和17年生

昭和40年3月 京都大学経済学部卒業

昭和40年4月 国税庁入庁

平成2年7月 国税庁広報課長

平成4年7月 国税庁調査課長

平成6年7月 税務大学校長

平成7年7月 衆議院大蔵委員会調査室長（専門員）

平成11年7月 新東京国際空港公団 理事

平成14年9月 日本大学経済学部 教授

平成24年12月 日本大学経済学部 講師 現在に至る

平成25年4月 東亜大学 教授 現在に至る

藤井保憲氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

小 原 正 敏 (おはら まさとし)

【略 歴】

昭和26年生
昭和51年3月 早稲田大学法学部卒業
昭和54年4月 大阪弁護士会弁護士登録
吉川綜合法律事務所（現 きっかわ法律事務所）入所
昭和61年8月 ニューヨーク州司法試験合格、ニューヨーク州弁護士登録
平成16年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授（民事法担当）
平成17年6月 当社監査役補欠者 現在に至る
平成22年4月 大阪市立大学法科大学院非常勤講師 現在に至る

小原正敏氏は当社補欠監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西 田 憲 司 (にしだ けんじ)

【略 歴】

昭和22年生
昭和46年3月 神戸大学経営学部卒業
昭和47年7月 監査法人中央会計事務所入所
昭和50年12月 公認会計士登録
昭和57年5月 監査法人中央会計事務所退所
西田憲司公認会計士事務所開設
平成13年6月 当社監査役 現在に至る

西田憲司氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

酒 見 康 史 (さけみ やすし)

【略 歴】

昭和33年生
昭和57年3月 明治大学法学部卒業
平成3年4月 弁護士登録
平成16年6月 当社監査役 現在に至る

酒見康史氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

企業価値検討委員会の概要

1. 設置

企業価値検討委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

3. 任期

企業価値検討委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、以後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった企業価値検討委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、企業価値検討委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

企業価値検討委員会委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

企業価値検討委員会の決議は、原則として、現任の企業価値検討委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、企業価値検討委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値検討委員会の決議は、企業価値検討委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、企業価値検討委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

企業価値検討委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、企業価値検討委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤ 大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦ 対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧ 対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑩ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問した事項

また、企業価値検討委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但

し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

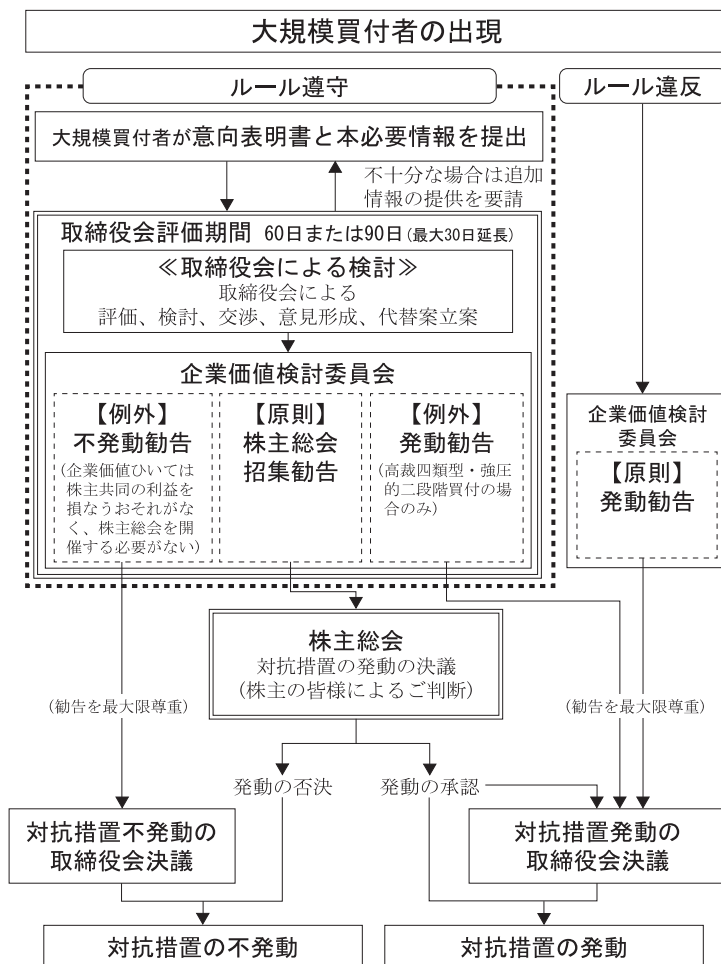
- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

以上

(参考資料)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、本招集通知44頁～60頁及び当社の平成25年5月13日付プレスリリースをご参照下さい。

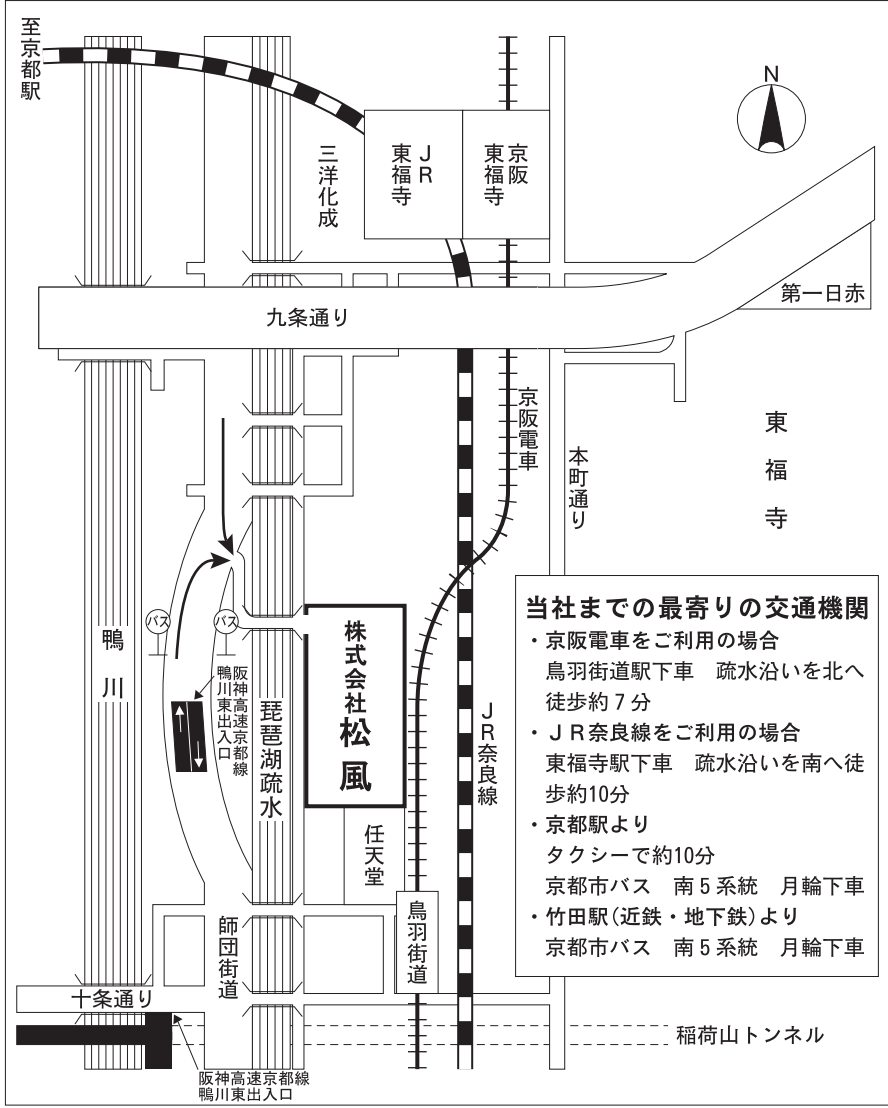
以上

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



駐車スペースに限りがございますので、できるだけ、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。